

床面積 1,000 m²以下の非飲食業カラオケ店のみなさまへ

埼玉県大規模施設等協力金 申請のご案内

【第4期：8月2日～8月31日要請分※】

※7月12日～8月31日のうち緊急事態措置期間

【対象区域（緊急事態措置区域）】

県内全域

埼玉県産業労働部

【申請受付期間】

令和3年9月1日（水）～令和3年10月15日（金）

【申請・相談窓口】

埼玉県中小企業等支援相談窓口

（埼玉県大規模施設等協力金 事務局）

電話 0570-000-678

（平日 午前9時～午後9時、土日祝日 午前9時～午後6時）

I 協力金の概要

1 目的

埼玉県（以下「県」という。）による新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づく休業等の要請（7月12日～8月31日のうち緊急事態措置期間である8月2日～8月31日。以下「要請」という。）に協力した、床面積1,000 m²以下の飲食業の許可を受けていない小規模のカラオケ店（以下「非飲食業カラオケ店」という。）を運営する事業者に対して、埼玉県大規模施設等協力金（以下「協力金」という。）を支給することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、経営上の影響を受けている事業者を支援することを目的とします。

2 支給額

1日当たりの支給額×休業等実施日数^{※1}

（参考）非飲食業カラオケ店に対する協力金の計算式

2万円 × 期間中の休業日数

※1 定休日及び不定休の休業日は含まれません。

（特定大規模施設運営事業者等に対する協力金（非飲食業カラオケ店））

II 支給要件

本協力金の支給要件は、次の全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 要請を受けた、床面積 1,000 m²以下の非飲食業カラオケ店を運営する事業者であること。
※施設の床面積が 1,000 m²を超える場合には「大規模施設運営事業者」(様式 1)、大規模施設のテナント事業者に該当する場合には「テナント事業者」(様式 4)として申請してください。
- (2) 要請に応じて、原則として令和 3 年 8 月 2 日から令和 3 年 8 月 31 日までの全ての期間において休業したこと。
- (3) 休業以前から営業していたこと。
- (4) コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金及び ARTS 支援事業等の支給を受けていない事業者であること。
- (5) 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を遵守し、施設内に掲示していること。
- (6) 「埼玉県 LINE コロナお知らせシステム」の QR コードを施設内に掲示していること。 ※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。
- (7) 本協力金の支給を受けていない施設であること (1 回限り)。
- (8) 飲食業の営業許可を受けていないこと。
- (9) 埼玉県感染防止対策協力金 (第 13 期) の支給要件を満たす店舗でないこと。
- (10) 事業活動に必要な許認可を受けていること。
- (11) 要請期間中に営業停止等の行政処分を受けていないこと。
- (12) 本協力金の支給を受けた施設名及び所在地の公表に同意すること。
- (13) 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は反社会的勢力 (以下、「暴力団等」という。) に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。
- (14) その他誓約事項に同意すること。

III 申請手続等

1 申請受付期間

令和 3 年 9 月 1 日 (水) から令和 3 年 10 月 15 日 (金) まで

2 申請方法

- (1) 電子申請の場合【原則】※電子申請を原則とします。

埼玉県大規模施設等協力金申請フォームから申請してください。

「埼玉県大規模施設等協力金 (第 4 期) について」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/daikibo-kyoryokukin4.html>

※令和 3 年 10 月 15 日 (金) 23 時 59 分までに送信を完了してください。

- (2) 郵送の場合

申請書類を簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で、次の宛先に郵送してください。なお、郵便事故があった場合の責任は負いません。

(特定大規模施設運営事業者等に対する協力金 (非飲食業カラオケ店))

※令和3年10月15日（金）の消印有効です。

〔送付先〕〒332-8799

埼玉県川口市本町2-2-1 川口郵便局局留
埼玉県大規模施設等協力金事務局 宛

3 本協力金の申請書類の入手方法

(1) 埼玉県ホームページからダウンロード

「埼玉県大規模施設等協力金（第4期）について」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/daikibo-kyoryokukin4.html>

(2) 埼玉県庁での受取

・埼玉県庁産業労働政策課（本庁舎4階東側）

4 申請書類

下表の申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

◆提出が必要な書類一覧

1	埼玉県大規模施設等協力金申請書（非飲食業カラオケ店）（様式5） ※電子申請の場合は休業日確認シート（様式5別紙1）も提出してください。
2	【個人事業主のみ】本人確認書類のコピー又は写真 ※以下のいずれか1つを提出してください。 （例）①運転免許証、②パスポート、③健康保険証、④在留カード、 ⑤個人番号カード（おもて面のみ） など
3	協力金の振込先の金融機関名・コード、支店名・コード、預金種別、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳等のコピー又は写真 ※ <u>通帳を開いた1・2ページ目のコピー又は写真を添付してください。</u>
4	店舗の外観（店舗名）が分かる写真 ※看板などを写して店舗名が分かるように撮影してください。
5	県が休業等の要請をした対象施設（非飲食業カラオケ施設）であり、要請前から営業していたことがわかる書類のコピー又は写真 （例）JASRAC許諾書の写し及び直近の使用料の支払い状況がわかる書類のコピー又は写真、カラオケ機器の請求書や納品書の写し及び当該機器の写真 など
6	通常の営業日・定休日がわかる書類のコピー又は写真

7	令和3年8月2日から令和3年8月31日までの休業の状況（休業期間）が分かる書類のコピー又は写真（店舗名が分かるもの） ※要請期間中の休業（終期が明記してあること。）を確認できるホームページ、店頭ポスター、チラシなど、対外的に休業の事実を周知していることが分かるものを提出してください。 ※施設の名称や状況が分かるように工夫してください。
8	『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を施設内に掲示している写真
9	「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを施設内に掲示している写真 ※QRコード発行などに時間を要する場合は、取得後速やかに掲示をお願いします

5 本協力金に関する問合せ先

埼玉県中小企業等支援相談窓口（埼玉県大規模施設等協力金 事務局）

電話 0570-000-678

6 申請書類の審査及び補正

電子申請又は郵送で受け付けた申請書類について、記載事項に誤りや不足がないか、添付書類に不足がないかを事務局で審査します。

（1）書類の誤りや不足等があったときの補正

ア 電子申請で受け付けた場合、メールにてお知らせします。電子申請ポータルサイトにて記載事項の訂正や添付書類の訂正・追加を行い、当初申請内容の修正をお願いします。

イ 郵送で受け付けた場合、郵送又はメールにてお知らせします。郵送の場合は書類の誤りや不足等を記載した「補正依頼書」と該当書類を返送します。該当書類を訂正・追加の上、必ず「補正依頼書」と一緒に返送してください。

（2）軽微な補正事項の場合は、事務局から電話にて内容確認をさせていただく場合があります。日中連絡の取れる連絡先を必ず申請書に記載してください。

7 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは協力金を支給します。

8 通知

（1）申請書類の審査の結果、本協力金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知をメール又は郵送で送付いたします。

（2）申請書類の審査の結果、支給要件に該当しないなどの理由で本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

V 注意事項

- (1) 本協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、受け取った協力金は返還していただくとともに、協力金と同額の違約金の支払いを求めることがあります。
- (2) 本協力金の支給に必要な場合は、対象施設の営業時間短縮の取組に係る実施状況に関する検査又は報告を求めることがあります。また、検査又は報告の結果、本協力金の支給に疑義が生じた場合は、必要な是正措置を求めることがあります。
- (3) 本協力金の支給を受けた施設名及び所在地はホームページで公表いたします。
- (4) 本協力金の申請書及び提出書類の記載内容や支給又は不支給の結果に関する情報は、国及び店舗所在地の自治体に提供することがあります。

協力金の不正受給は犯罪です。

- 申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支給決定を取り消します。
- この場合、受け取った協力金は返還していただきます。
- 加えて、協力金と同額の違約金の支払いを求めることがあります。
- 本協力金の支給に必要な場合は、対象施設の営業時間短縮の取組に係る実施状況に関する検査又は報告を求めることがあります。
- 軽い気持ちで行ったとしても重大な犯罪です（例：詐欺罪 10年以下の懲役）。
- 以下のような虚偽申請は絶対に行わないでください。
 - ✓ 要請期間中に営業しているにもかかわらず、休業要請に応じたように見せかける。
 - ✓ 酒類を提供しているにもかかわらず、提供していないように見せかける。
 - ✓ 既に廃業しているにもかかわらず営業実態があるように見せかける。
 - ✓ 緊急事態措置の措置区域内における非飲食業カラオケ店を運営する事業者でないにもかかわらず、対象事業者を装い申請する。



埼 玉 県
埼玉県警察本部

